

食事サービスについて

当院では入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

また、食堂加算の要件を満たすデイルーム（食堂）を各階に備えており、特別食加算の要件を満たす治療食を患者様の状態に応じて提供する事が出来ます。

食事療養標準負担額一覧表

対象者の分類	食事療養標準負担額
一般	1食につき 550円
一般（指定難病患者等）	1食につき 330円
市町村民税非課税世帯の方で 入院日数が90日以内の方	1食につき 270円
市町村民税非課税世帯の方で 入院日数が90日を超える方	1食につき 220円
市町村民税非課税世帯の方で、所得が 一定基準に満たない方	1食につき 130円

■ 減額認定については居住地の市町村より発行される減額認定証をお持ち頂くか、オンライン資格確認（マイナ保険証）による減額認定区分の確認が必要となります。

※ 90日を超える入院となった場合は、上記認定証を切り替える申請の手続きが必要になります。